

○経済産業省令第十六号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十一条第一項の規定に基づき、ガス関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

ガス関係報告規則の一部を改正する省令

ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(事故報告)

第四条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあつては、当該一般ガス導管事業者）は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十六号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工

(事故報告)

第四条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあつては、当該一般ガス導管事業者）は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工

作物について同表第一号から第十六号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十四号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十四号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたものの（令第七条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の

作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたものの（令第七条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の

方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故 一・二「略」 三 ガスの供給に支障を及ぼした事故 (以下「供給支障事故」と	報告の方式		報告期限	報告先
	速報	「略」		
	「略」	「略」		

方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故 一・二「略」 三 ガスの供給に支障を及ぼした事故 (以下「供給支障事故」と	報告の方式		報告期限	報告先
	速報	「略」		
	「略」	「略」		

戸数が百	供給支障	あつて、	障事故で	七 供給支	五・六 「略」	除く。）	るものを	号に掲げ	(第十三)	上のもの	四時間以
					「略」						
					「略」						
					「略」						
					「略」						

戸数が三	供給支障	あつて、	障事故で	七 供給支	五・六 「略」	除く。）	るものを	号に掲げ	(第十二)	上のもの	四時間以
					「略」						
					「略」						
					「略」						
					「略」						

要なガス	中圧の主	高圧又は	用圧力が	十 最高使	く。 の除 掲げるも 十三号に 号及び第 まで、次 から前号 (第一号
				詳報	
から	た日	生し	が発	事故	
	長	監督部	業保安	所轄産	

				「新設」	く。 ものを除 に掲げる 第十二号 まで及び から前号 (第一号
				「新設」	
				「新設」	
				「新設」	

十二	ガス	を 除く。)
	工作物か らのガス の漏えい による爆 発又は火 災事故（ 第一号、 第五号及 び第十三 号に掲げ	
	「	
	「	
	「	
	「	

十一	ガス	除く。)
	工作物か らのガス の漏えい による爆 発又は火 災事故（ 第一号、 第五号及 び第十二 号に掲げ	
	「	
	「	
	「	
	「	

い 人 が 死	使 用 に 伴	ガ ス 栓 の	機 器 又 は	十 七 消 費	「 略 」	十 五 ・ 十 六	「 略 」	十 四 「 略 」	「 略 」	十 三 「 略 」	「 略 」	除 く。 ）」	る も の を
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
い 人 が 死	使 用 に 伴	ガ ス 栓 の	機 器 又 は	十 六 消 費	「 略 」	十 四 ・ 十 五	「 略 」	十 三 「 略 」	「 略 」	十 二 「 略 」	「 略 」	除 く。 ）」	る も の を
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			

十九 消費	十八 「略	亡し、中 毒し又は 酸素欠乏 症となつ た事故（ 第十五号 及び前号 に掲げる ものを除 く。）
「略	「略	
「略		
「略	「略	
「略	「略	

十八 消費	十七 「略	亡し、中 毒し又は 酸素欠乏 症となつ た事故（ 第十四号 及び前号 に掲げる ものを除 く。）
「略	「略	
「略		
「略	「略	
「略	「略	

機器又は	ガス栓か	ら漏えい	したガス	に引火す	ることに	より、発	生した負	傷又は物	損事故（	第十五号	から前号	までに掲
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

┌

┌

機器又は	ガス栓か	ら漏えい	したガス	に引火す	ることに	より、発	生した負	傷又は物	損事故（	第十四号	から前号	までに掲
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

┌

┌

<p>げるもの を除く。)</p>				
----------------------------	--	--	--	--

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一～六 「略」

七 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十五号から第十九号までに掲げる事故に限る。）

3 第一項の規定による詳細は、同項の表中第一号から第十四号までに掲げる事故にあつては様

<p>げるもの を除く。)</p>				
----------------------------	--	--	--	--

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならない。

一～六 「略」

七 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号から第十八号までに掲げる事故に限る。）

3 第一項の規定による詳細は、同項の表中第一号から第十三号までに掲げる事故にあつては様

式第十四の報告書を、第十五号から第十九号までに掲げる事故にあつては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。

式第十四の報告書を、第十四号から第十八号までに掲げる事故にあつては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。

備考 表中の「」は注記である。

様式第一及び様式第二中「30」を「100」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。